

2021年4月15日

各位

九州植物検疫協会

検査証明書で産地を台湾とするピーマン種子から ToMMV が検出された事例に伴う対応について

当協会の運営に関して、平素より格別のご支援・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

Tomato mottle mosaic virus (以下 ToMMV) は、トウガラシ (ピーマン含む)、キダチトウガラシ、トマト、ナスなどのナス科植物が感染するウイルスであり、4月28日に予定される植物防疫法施行規則の一部改正により、新たに検疫有害植物に指定されます。

当該規則の一部改正以降に ToMMV の発生国とされる中国、イスラエル、イラン、スペイン、チェコ、米国、ブラジル、メキシコから寄主植物を輸入する際、農林水産省から輸出国の植物検疫当局に対して、植物防疫法施行規則別表二の二の四十一項に基づき、輸出国において精密検定を行い、本ウイルスに侵されていないことを検査証明書に追記することが要求されます。

このことに関して、今般、農林水産省消費・安全局植物防疫課から(一社)全国植物検疫協会事務局に対して、①台湾が発給した検査証明書が添付された台湾産ピーマン種子から ToMMV が検出された事例があり、現在、台湾側と侵入防止措置についての調整を行っていること、②台湾側との調整が改正規則の施行日までに終了しない場合は、本ウイルスの侵入を防止するため、当面の間、輸入検査において以下の暫定措置を行う旨の通知がありましたので、取り急ぎお知らせします。

1 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として台湾から輸入される規則別表二の二の四十一項に掲げる植物の種子(参照:https://www.maff.go.jp/pps/j/information/seido_minaosi/pdf/7ji_setsumei.pdf)

2 対応を行う期間

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令の施行日(令和3年4月28日を予定)から当面の間

3 遺伝子検定

次の数量について、当該検疫有害植物を対象とした遺伝子検定の実施

対象検疫有害植物	検定数量
<i>Tomato mottle mosaic virus</i>	400粒